

景気対応緊急保証制度と金融相談窓口についてのご案内

1 景気対応緊急保証制度と宮城県・仙台市制度融資について

平成22年2月15日、国の「明日の安心と成長のための緊急経済対策」に基づく中小企業金融対策として、景気対応緊急保証制度が創設されました。平成23年3月末までの間、原則全業種の中小企業者が利用可能となります。

県では、この制度に呼応した制度融資資金である経営環境変化対策資金（いわゆるセーフティネット資金）の融資枠を確保するとともに、信用保証料率の引下げを行うなど、中小企業者の皆様の円滑な資金調達を支援しています。

また、仙台市には、この制度を利用した制度融資資金として経済変動対策資金があります。

制度融資資金のご利用については、各取扱金融機関（[県](#)、[仙台市](#)）までお問い合わせください。

| 制度名 | 全国統一保証制度 | 宮城県制度融資 | 仙台市制度融資 |
|-----------|--|------------------------|-------------------------|
| | 景気対応緊急保証制度 | 経営環境変化対策資金 (県セーフティ) | 経済変動対策資金 (仙台市セーフティ) |
| 対象者(※) | 国際的な金融不安等を契機とした現下の厳しい経済状況において、事業資金の円滑な調達に支障を来している中小企業者で、市町村長の認定を受けた方 | | |
| 保証(融資)限度額 | 2億8千万円 (全てのセーフティ合算) | 8千万円 (全ての県セーフティ合算) | 5千万円 (全ての仙台市セーフティ合算) |
| 保証割合 | 100%保証(全部保証) | | |
| 資金用途 | 運転資金・設備資金 | | |
| 保証(返済)期間 | 10年以内 | 10年以内 | 運転7年以内 設備12年以内 |
| 据置期間 | 2年以内 | 2年以内 | 2年以内 |
| 返済方法 | 原則として均等分割返済 | 原則として月賦均等返済 | 原則として元金均等返済 |
| 融資金利 | 金融機関所定 | 年率2.05%(固定) | 年率1.70%(固定) |
| 信用保証料率 | 年率0.80% | 年率0.68% | 年率0.70% |
| 担保 | 必要に応じて | | |
| 保証人 | 原則として法人代表者以外不要 | | |
| 必要書類 | 通常の申込書類のほか、中小企業信用保険法第2条第4条第5号に係る認定書 | | |
| 取扱期間 | 平成20年10月31日から平成23年3月31日まで | | |

※【対象者】

前年等と比べて売上高が減少していたり、価格転嫁ができていないなど、中小企業信用保険法第2条第4項第5号の「特定中小企業者」として市町村長の認定を受けた中小企業者が対象となります(※指定業種は、平成22年2月15日現在1,118業種)。

詳しくは、各市町村の商工担当課にお問い合わせください。

2 景気対応緊急保証制度の利用実績について

景気対応緊急保証制度の利用実績(取扱期間中の累計)は、平成22年2月末現在、県信用保証協会全体で8,618件、金額は約1,810億円となっています。

県セーフティネット資金については、平成21年度の新規融資枠として850億円を確保しており、平成21年4月から平成22年2月までの11か月間で約540億円のご利用があります。

3 中小企業金融相談窓口について

県では、景気対応緊急保証制度の取扱期間中、中小企業者の皆様からの金融相談に対応するため、商工経営支援課内に相談窓口を設置しています。

相談内容に応じて、県制度融資や日本政策金融公庫等の中小企業関連施策の説明や紹介などを行っていますので、是非ご利用ください。

電話番号 022-211-2744(平日のみ、午前8時30分から午後5時15分まで)